



目次	ページ
告示	
生活保護法による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件) (経営流通課)	1
大規模小売店舗に関する変更の届出の取下げ (2件) ( " )	2
告示(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱)の一部改正 (建設管理課)	2
建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公有水面埋立てのしゅん功認可 (港湾課)	3
告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (出納課)	3
公告	
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	3
" ( " )	3
" ( " )	3
鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催 (鳥獣対策室)	4
新たな土地改良事業の施行の適否決定 (南国市東沢土地改良区) (耕地課)	4
開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市計画課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
告示(公職選挙法の規定を準用する農業委員会等に関する法律の規定による個人演説会を開催できる施設)の一部改正 (7・8提示)	5

-----  
告 示  
-----

高知県告示第532号  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。  
平成17年7月22日  
高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成17年4月25日	医療法人四つ葉会 吾川郡春野町弘岡下3993-9	森本歯科 吾川郡春野町弘岡下3993-9 居宅療養管理指導
平成17年6月1日	有限会社ワンカラ 宿毛市港南台二丁目11-3	グループホーム花みずき 宿毛市港南台二丁目11-3 痴呆対応型共同生活介護
平成17年6月6日	有限会社ラッセル社 松山市南高井町536-2	あっとほーむ四万十 四万十市西土佐用井734 痴呆対応型共同生活介護
平成17年6月20日	医療法人岡本会 吾川郡いの町鹿敷162	グループホーム柳瀬 吾川郡いの町柳瀬本村892 痴呆対応型共同生活介護

高知県告示第533号  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。  
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成17年7月22日  
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称  
株式会社サニー不動産 代表取締役 山崎 広起
  - (2) 届出者の住所  
高知市知寄町二丁目1番37号
  - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニーマート伊野店  
吾川郡いの町1188
  - (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び

閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前10時	午後10時
株式会社サニーフーズ	午前10時	午後10時
株式会社浜幸	午前10時	午後8時
有限会社ひこばえ薬品	午前10時	午後10時
三宮生花店	午前10時	午後10時
有限会社むらさきや伊野店	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後10時
株式会社サニーフーズ	午前9時	午後10時
株式会社浜幸	午前9時	午後8時
有限会社ひこばえ薬品	午前9時	午後10時
三宮生花店	午前9時	午後10時
有限会社むらさきや伊野店	午前9時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前10時から午後10時  
(変更後) 午前9時から午後10時
- (5) 変更年月日  
平成17年7月1日
- 2 届出年月日  
平成17年6月9日
  - 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営流通課  
いの町産業経済課
  - 4 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏

名  
 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容  
 高知県告示第534号  
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。  
 平成17年7月22日  
 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 高知市農業協同組合 代表理事組合長 坂本 弘之  
 (2) 届出者の住所  
 高知市高須東町4-8  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 サニーマートあぞの店  
 高知市薊野西町三丁目1338-3ほか  
 (4) 変更した事項  
 ア 大規模小売店舗の所在地  
 (変更前) 高知市薊野1338-3ほか  
 (変更後) 高知市薊野西町三丁目1338-3ほか  
 イ 大規模小売店舗を設置する者の所在地  
 (変更前) 高知市高須725-4  
 (変更後) 高知市高須東町4-8  
 (5) 変更年月日  
 平成17年7月10日  
 (6) 変更理由  
 住所変更のため

2 届出年月日  
 平成17年7月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営流通課

4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

高知県告示第535号  
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。  
 平成17年7月22日  
 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 高知市農業協同組合 代表理事組合長 坂本 弘之  
 (2) 届出者の住所  
 高知市高須東町4-8  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 サニーマートあぞの店  
 高知市薊野西町三丁目1338-3ほか  
 (4) 変更しようとする事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 午前10時から午後12時  
 (変更後) 午前9時から午後12時  
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前10時から午後12時  
 (変更後) 午前9時から午後12時  
 (5) 変更年月日  
 平成17年7月10日

2 届出年月日  
 平成17年7月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営流通課

4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容  
 高知県告示第536号  
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。  
 平成17年7月22日  
 高知県知事 橋本 大二郎

1 取り下げられた届出に係る告示  
 平成17年6月高知県告示第481号

2 取り下げられた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
 サニーマートあぞの店  
 高知市薊野西町三丁目1338-3ほか  
 高知県告示第537号  
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。  
 平成17年7月22日  
 高知県知事 橋本 大二郎

1 取り下げられた届出に係る告示  
 平成17年6月高知県告示第483号

2 取り下げられた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
 サニーマートあぞの店  
 高知市薊野西町三丁目1338-3ほか  
 高知県告示第538号  
 高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成16年8月高知県告示第543号)の一部を次のように改正する。  
 平成17年7月22日  
 高知県知事 橋本 大二郎

第3条第5項第2号中「資格審査申請日」を「審査基準日」に、「終了営業年度」を「8月末までに終了した営業年度」に改める。  
 第6条に次の2号を加える。  
 (4) 入札参加資格を辞退したとき。  
 (5) 建設業の許可の更新を受けずに当該許可の有効期間が満了したとき。  
 附 則  
 この告示は、平成17年10月1日から施行する。  
 高知県告示第539号  
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。  
 平成17年7月22日  
 高知県知事 橋本 大二郎

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市用石 字野尻	432番3 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	6.06 6.01	20.50 62.50	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す

る。

高知県告示第540号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、東洋町役場に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成17年7月22日

甲浦港港湾管理者 高知県

代表者 知事 橋本 大二郎

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県(高知県知事 橋本 大二郎)

2 埋立区域

(1) 位置

安芸郡東洋町甲浦字甲山280番及び280番2地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び10の地点と1の地点を結ぶ平成14年秋分の日(満潮位(DLプラス2.08メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 甲浦灯台(北緯33度32分32秒・東経134度18分07秒)から349度28分58秒585.46メートルの地点

2の地点 1の地点から196度0分35秒12.09メートルの地点

3の地点 2の地点から242度20分07秒9.99メートルの地点

4の地点 3の地点から288度39分38秒34.03メートルの地点

5の地点 4の地点から18度36分23秒8.24メートルの地点

6の地点 5の地点から121度42分12秒1.92メートルの地点

7の地点 6の地点から203度44分59秒0.09メートルの地点

8の地点 7の地点から117度46分20秒4.96メートルの地点

9の地点 8の地点から109度8分24秒12.36メートルの地点

10の地点 9の地点から107度59分32秒11.80メートルの地点

(3) 面積

323.13平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 埋立免許年月日及び埋立免許番号

平成15年11月4日

高知県指令15高港湾第307号

5 しゅん功認可年月日

平成17年7月4日

高知県告示第541号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成17年8月1日から施行する。

平成17年7月22日

高知県知事 橋本 大二郎

別表の2 指定代理金融機関の(2)の表中「〃 池川町」を「吾川郡仁淀川町」に改める。

別表の3 収納代理金融機関の表中

「吾川郡いの町」を「吾川郡いの町」に、

「〃 池川町」を「〃 仁淀川町」に、

「吾川郡吾川村」を「吾川郡仁淀川町」に、「〃 仁淀村」

「〃 池川町」を「〃 〃」に、「〃 〃」を「吾川郡仁淀川町」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成17年7月7日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成17年7月8日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年7月7日	特定非営利活動法人宿毛市体育協会	倉松 一夫	宿毛市山奈町芳奈4024番地	この法人は、地域住民を対象に生涯にわたる、スポーツ活動、文化活動が行える環境を整備し、スポーツ・文化活動の振興を図り、青少年の健全育成と地域住民

の健全な心身の育成に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成17年7月8日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成17年7月11日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年7月8日	特定非営利活動法人南国市文化とスポーツ振興NPO	白山 俊二	南国市前浜1344番地3	この法人は、南国市民に対しての、文化振興、スポーツ振興に関する活動等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成17年7月11日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成17年7月12日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人

	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年7月11日	特定非営利活動法人高知まちづくり支援ネットワーク	大谷 英二	香美郡土佐山田町宮ノ口185 高知工科大学連携研究センター	この法人は、高知県民に対し、まちづくりに関わる地方公共団体、企業、プランナー、大学・研究機関、市民が連携し、まちづくりに関する調査・研究・交流・情報収集と発信を行うことにより、高知におけるまちづくりを支援し、よりよい地域社会づくりに貢献することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区を指定するため同条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、高知県鳥獣保護及び狩猟規則（平成15年高知県規則第69号）第2条第1項の規定により公告する。  
平成17年7月22日

高知県知事 橋本 大二郎

1 日時、場所等

特別保護地区の名称	日時	場所
姫島鳥獣保護区特別保護地区	平成17年8月22日(月) 午後1時30分から	宿毛市桜町2番1号 宿毛市役所3階第3会議室

2 案件

姫島鳥獣保護区特別保護地区（存続期間 平成17年11月15日から平成27年11月14日まで）の新規指定について

3 その他

- (1) 希望する者は、公聴会を傍聴することができる。
- (2) 公聴会の議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に対し、2の案件について意見を求めることができる。
- (3) 公聴会に関する問い合わせ先  
高知県企画振興部鳥獣対策室（電話番号088 - 823 - 9039）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、南国市東沢土地改良区の新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成17年7月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 土地改良事業計画書の写し
  - (2) 変更後の定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年7月22日から同年8月19日まで
- 3 縦覧場所  
南国市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成17年7月22日

高知県知事 橋本 大二郎

許 可 番 号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成17年5月24日 17高都計第67号	吾川郡いの町枝川字西ノ袖3067 - 5 ほか	吾川郡いの町枝川3428 水田 益博
平成17年6月1日 17高都計第74号	南国市十市字八丁3156 - 2	南国市下野田510 - 1 北村 博史

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成17年7月22日

高知県知事 橋本 大二郎

許 可 番 号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成17年6月28日 17高都計第145号	南国市明見字八反田645 - 1 ほか	南国市明見字中野526 - 1 高知県厚生農業協同組合連合会 代表理事会長 田村志豆男

-----  
 選挙管理委員会  
 告 示  
 -----

高知県選挙管理委員会告示第54号

昭和47年4月高知県選挙管理委員会告示第11号（公職選挙法の規定を準用する農業委員会等に関する法律の規定による個人演説会を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成17年7月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

表中

「伊野町	伊野町総合保健福祉センター	吾川郡伊野町1400番地	平成14年6月24日	を削り、
「	西 保 育 所	吾川郡春野町森山2080番地	平成6年7月28日	」を
「	西 保 育 所	吾川郡春野町森山2080番地	平成6年7月28日	
いの町	いの町立伊野体育館	吾川郡いの町3596番地	平成17年7月8日	
”	いの町枝川コミュニティセンター	吾川郡いの町枝川2462番地	”	
”	吾北山村開発センター	吾川郡いの町小川東津賀才53番地1	”	に改める。
”	本川プラチナ交流センター	吾川郡いの町長沢123番地8	”	」